

はじめに

2019（令和元）年5月に意匠法が大幅に改正され、2020（令和2）年4月1日よりその大部分が、2021（令和3）年4月1日より全面的に施行されている。従来、意匠法により保護される対象は、物品の形状等に限定されていたが、近年、デザインが重視される対象が「モノ」から「コト」へと変化し、デザインの役割が広がってきている。このため、意匠の保護対象を広げてデザインを企業価値やブランド性の向上に活かすことを指向して、意匠法が改正された。本改正は、特許庁が推進する「デザイン経営」（デザインを企業価値向上のための重要な経営資源として活用する経営）のコンセプトを踏まえ、デジタル技術を活用したデザイン、一貫したデザインコンセプトに基づくデザイン開発等を保護し、取得した意匠権の保護を強化するため、意匠制度を広く見直すものである。本書の執筆もかかる意匠法改正が契機となつたものである（本書では、「令和元年改正」あるいは「令和元年改正法」と呼ぶことにする）。

筆者は、大学院で化学を専攻した後、1998年より特許系の弁理士として出願業務に従事し、その後、弁護士資格を取得して、現在は主に特許侵害訴訟を中心とした知的財産紛争に従事している。その傍ら、2012年から弁理士試験の意匠法の試験委員を担当することになり、意匠法を改めて勉強することになった。また、縁あって、意匠出願動向調査-マクロ調査-委員会委員として出願動向を検討する機会をいただき、2016年からは、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ委員として意匠審査基準の改訂作業に携わるようになった。この度の令和元年改正とその後の令和3年改正（輸入の定義の拡張）については、意匠制度小委員会委員として意匠法改正に携わり、また、特許制度小委員会委員として令和元年の特許法改正（査証制度の導入、損害賠償制度の改正）にも携わる機会に恵まれた。また、2019年には、意匠法改正を踏まえ、意匠審査基準を一新する作業についても意匠審査基準ワーキンググループ座長としてかかわらせていた

はじめに

だいた。

本書は、この経験も踏まえて執筆している。

今般の意匠法改正によって、意匠法による保護対象は広げられたが、ほかの知的財産法によっても法的保護が可能であるかどうか検討する意味は大きい。たとえば、商標法で保護できるのであれば、存続期間の更新により永続的な保護が可能となるし、著作権法で保護できるならば、出願手続は不要となり、存続期間も意匠権の場合よりもはるかに長くなる。特許法で保護できるのであれば、創作した具体的なデザインを超えた技術的思想に保護が及ぶことになる。また、不正競争防止法の商品等表示に該当する場合は、存続期間という概念も気にする必要がなくなる。

このような問題意識から、本書では、まずデザイン保護に寄与する知的財産法の概要を必要な限度で解説したあと、デザインの種別ごとにどのような保護が実務上可能であるかについて、主に裁判例に基づきながら横断的に解説した。本書の構成については、次章に概要をまとめている。

併せて、本書は、令和元年改正法および意匠審査基準の解説も目的の1つにしている。各改正ポイントを、それぞれ、どの章で解説しているかについても次頁で概要をまとめているので、参照してほしい。

2022年9月

弁護士・弁理士 黒田 薫

本書の構成

本書では、第1章において、デザイン保護に寄与する知的財産法の概要を解説したあと、第2章以降で、デザインの種別ごとにどのような保護が可能であるかを横断的に解説している。

各章の概要は次のとおりである。

第1章 法律の概要

まず、本書でとりあげる下記の種々のデザインを保護し得る特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法の各法律について、必要な限度で解説を行う。

特に、令和元年改正により、意匠法が大幅に改正され、特許法等の損害賠償額算定の規定について変更があり、また特許法について、新たな証拠収集手続が追加されたため、この点について概括的な解説を行う。

第2章 デザイン別保護方法：(1)商品の形態

商品や商品の包装、容器形態について保護を図る場合、どの法律によることができるかについて検討する。

特に、商品等の形態に関しては、特許法や実用新案法による保護も可能である点について、解説を加える。

第3章 デザイン別保護方法：(2)画像デザイン

ソフトウェアの表示画面、アイコン、ゲームソフトの映像などの画像デザインについて保護を図る場合、どの法律によることができるかについて検討する。

特に、令和元年改正により、意匠法の保護対象に画像そのものの意匠が加わり、従来の物品等の部分に意匠を含む画像とともに保護されることとなったため、この点について解説を加える。

第4章 デザイン別保護方法：(3)建築物の外観

店舗や住宅等の建築物の外観について保護を図る場合、どの法律によることができるかについて検討する。

本書の構成

特に、令和元年改正により、意匠法の保護対象に建築物の意匠が加わったため、この点について解説を加える。

併せて、立体商標について、商標法施行規則の一部が改正され、願書の記載方法に変更があったため、この点についても解説を加える。

第5章 デザイン別保護方法：(4)内装デザイン

店舗や住宅等の内装デザインについて保護を図る場合、どの法律によることができるかについて検討する。

特に、令和元年改正により、意匠法により内装の意匠が保護されることとなったため、この点について解説を加える。

併せて、立体商標について、商標法施行規則の一部が改正され、願書の記載方法に変更があったため、この点についても解説を加える。

第6章 デザイン別保護方法：(5)キャラクター等

漫画やアニメなどに登場する人物や動物の絵、イラストについて保護を図る場合、どの法律によることができるかについて検討する。

第②章

デザイン別保護方法： (1)商品の形態

1 商品の形態の保護の概要

商品、商品の包装や容器形態（以下、まとめて「商品の形態」と総称する）について保護を図る場合、まずは物品の外観を保護対象とする意匠法による保護が考えられる。意匠法は、そもそも工業製品である物品の形状等であって、視覚を通じて美観を起こさせるものを保護する法律であるから、あらゆる商品等の外観は、特定できる限り、意匠権により保護することが可能である。また、意匠法では、平成10年改正に部分意匠制度が導入され、独立して取引の対象とはなり得ない「物品の部分」も意匠の構成要素として保護されることとなった。このため、商品の外観に独創的で特徴ある部分がある場合には、部分意匠として登録を受けることにより、この部分を取り入れながら、商品の形態全体としては非類似となるような巧妙な模倣に対処することが可能となる。また、意匠法には、1つのデザイン・コンセプトから創作されたバリエーションの意匠について、これら一群の意匠を保護する関連意匠制度が導入されているが、令和元年改正法により、関連意匠制度が拡充され、より手厚い保護が受けられるようになった。

また、視点を変えて、商品が、所定の機能を発揮するための構造を採用した結果所定の形態をとっている場合には、意匠法と併せて、あるいは意匠法とは別に、特許法や実用新案法による保護も考えられる。この場合、保護の

第2章 デザイン別保護方法：(1)商品の形態

対象は、所定の機能を発揮するための手段という技術的思想になるため、当初創作した具体的な商品形態を超えて、同様の手段を採用する商品全般に対して保護が及ぶ可能性が出てくる。

さらに、商品の形態を、長年その業務にかかる商品または役務について使用した結果、その商品の形態が、ある生産者、販売者または提供者によるものであることを表示する機能（出所表示機能）を有するに至る場合がある。このような場合には、立体商標として商標法による保護も可能となる。商標権は、意匠権や特許権などと異なり、存続期間を更新することができるので、商品形態について永続的な保護が可能となる。

その他、商品の形態が同種商品と識別し得る特別顕著性を有し、長期間継続的かつ独占的に使用され、または短期間でも強力な宣伝が行われた結果、商品の出所表示の機能を有するに至り、商品表示としての形態が周知性を獲得した場合は、不競法による保護も考えられる。また、商品の形態を模倣した商品が販売等された場合も、不競法による保護も考えられる。

なお、商品の形態が著作物と認められる場合には、著作権法の保護もあり得るが、後述するようになりハードルが高い。

以下、商品の形態が、各法律でどのように保護され得るかについて解説する。

2 意匠法による保護

(1) はじめに

開発した商品の形態について意匠登録出願をし、意匠権を取得すると、一定の期間、意匠権者は、業として登録意匠およびこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。このため、意匠権者は、意匠権に基づく警告や税関での意匠権侵害物品の差止め、裁判所での意匠権侵害訴訟等を通じて、登録意匠の模倣品、類似品の排除をすることができるとともに、登録意匠の公開、登録された事実の積極的な周知を通じて、他者へのけん制をすることも可能となる。また、自社製品の形態について意匠権を取得しておくことにより、他社による権利取得というビジネスリスクを抑えることもできる。

本項では、物品（物品の部分を含む）の意匠について、意匠権侵害の基本となる考え方について概説したあと、意匠権侵害が認められた裁判例をいくつかとりあげ、どのようにして意匠の類否が判断されたかなどについて簡潔に解説する。

(2) 意匠権侵害の基本となる考え方

ア 意匠権の効力

意匠権の設定登録がされ、意匠権が発生すると、意匠権者は、業として登録意匠およびこれに類似する意匠を実施する権利を専有する（意匠23条）。このため、第三者が、何ら権限なく、登録意匠と同一または類似の意匠を業として実施する行為は、意匠権を侵害することになる。

ここで、登録意匠とそれ以外の意匠が類似するかどうかは、第1章4(8)イで説明したとおり、まず、①対比する両意匠に係る物品が同一または類似であるかどうか、さらに、②対比する両意匠の形状等が同一または類似であるかどうかによって判断される。

著者略歴

黒田 薫（くろだ かおる）

阿部・井窪・片山法律事務所パートナー

- 1996年 京都大学理学部化学系卒業
1998年 京都大学大学院理学研究科化学専攻修士課程修了
1998年～2000年 いおん特許事務所勤務
1998年 弁理士登録
2000年 阿部・井窪・片山法律事務所入所
2006年 司法研修所（第60期）
2007年 弁護士登録
2011年 University of Virginia School of Law 卒業（法学修士）
2011年～2012年 The U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit 研修
2012年 Kirkland & Ellis 研修
2012年 米国ニューヨーク州弁護士登録
2012年～2014年、2016年～ 工業所有権審議会試験委員（弁理士試験）
2014年～2016年 特許庁意匠出願動向調査－マクロ調査－委員会委員
2016年～ 意匠審査基準ワーキンググループ委員（2019年より座長）
2018年～2020年 産業構造審議会臨時委員（特許制度小委員会）
2018年～ 産業構造審議会臨時委員（意匠制度小委員会）

著書

- 『意匠・デザインのための法律相談Ⅰ・Ⅱ』（事務局・共著、青林書院、2021年2月）
『理系のための知的財産権』（共著、南山堂、2019年8月）
『商標実務入門——ブランド戦略から権利行使まで〔第2版〕』（共著、民事法研究会、2016年11月）

など

デザインと知的財産法実務

——ブランドビジネスのための権利保護——

2022年12月18日 第1刷発行

定価 本体4,000円+税

著 者 黒田 薫
発 行 株式会社 民事法研究会
印 刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。 ISBN978-4-86556-537-9 C 2032 ¥4000 E
カバーデザイン 袴田峯男